

ECO-TOPプログラム認定要綱

	平成19年10月1日
	19環自計第837号
改正	平成20年10月1日
	20環自計第918号
改正	平成21年11月1日
	21環自計第852号
改正	平成22年 4月 1日
	21環自計第1571号
改正	平成22年11月18日
	22環自計第994号
改正	平成24年5月18日
	24環自計第312号
改正	平成29年3月17日
	28環自計第947号
改正	平成29年10月23日
	29環自計第587号
改正	平成29年12月20日
	29環自計第750号
改正	令和3年3月30日
	2環自計第879号

(目的)

第1条 この要綱は、今後の持続可能な社会の構築に向けて、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を育成し、人材の能力を認証するための人材育成プログラム（以下「ECO-TOPプログラム」という。）の認定（以下「認定」という。）に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の申請)

第2条 認定を受けようとする大学等（以下「申請校」という。）は、ECO-TOPプログラムの課程認定申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする大学等の学科等の概要（様式第2号）
- (2) 認定を受けようとする教育課程及び教員に関する次の書類
 - ア 認定を受けようとする教育課程及び教員組織（様式第3-1号）
 - イ 認定を受けようとする教育課程の教員プロフィール（様式第3-2号）

- (3) 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムに関する次の書類
 - ア 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムの概要(様式第 4-1 号)
 - イ 認定を受けようとする学部学科等のカリキュラム(履修モデル)及び教育課程のカリキュラム(履修モデル)(様式第 4-2 号)
- (4) 認定を受けようとする教育課程の各授業科目のシラバス(様式第 5 号)
- (5) 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの計画に関する次の書類
 - ア 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの概要(様式第 6-1 号)
 - イ 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの履修計画(様式第 6-2 号)
- (6) 認定を受けようとする教育課程の人材育成に対する理念等に関する書類(様式第 7 号)
- (7) 認定を受けようとする教育課程の教育点検及び改善方法に関する書類(様式第 8 号)
- (8) 認定を受けようとする教育課程の責任者及び教員体制に関する書類(様式第 9 号)
- (9) 次に掲げるもの
 - ア 学則・履修規程等
 - イ 単位互換協定書
 - ウ 組織改組対照表

2 知事は、前項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

(ECO-TOPプログラム認定検討会)

第3条 知事は、ECO-TOPプログラムの認定等に当たって、意見を聴取するため、ECO-TOPプログラム認定検討会(以下「検討会」という。)を置く。

2 検討会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。

(認定の決定)

第4条 知事は、第2条第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、検討会に意見を聴いた上で、別に定めるECO-TOPプログラム認定審査基準(以下「認定審査基準」という。)に基づき申請内容を審査し、ECO-TOPプログラムとして認定するか否かを決定する。

2 知事は、必要に応じて、認定の申請内容について申請校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあっては、当該申請内容に関する調査を行い、又は申請校に資料の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

4 知事は、第1項の規定により決定した結果について、様式第 10 号又は様式第 11 号により、当該申請校に通知する。

(認定後の教育点検の報告)

第5条 知事は、前条第4項の規定により認定の通知を受けた大学等(以下「認定校」という。)に対して、必要に応じて、教育点検の内容等を報告させ、報告を受けたときは、その内容について検討会へ報告する。

(認定後の変更)

第6条 認定校は、別表に掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書(様式第12号)に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

3 知事は、第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、必要に応じて検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。検討会に意見を聴くことなく、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定した事項については、検討会へ報告する。

4 知事は、必要に応じて、第1項の規定による申請の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあっては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。

5 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聴くことができる。

6 知事は、第3項の規定により決定した結果について、様式第13号又は様式第14号により、当該認定校に通知する。

(認定の更新)

第7条 認定は、6年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して6年以内に、更新申請書(様式第15号)のほか、第2条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請(以下「更新申請」という。)に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。

5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校(以下「更新申請校」という。)に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあっては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。

6 知事は、第4項の規定により決定した結果について、様式第16号又は様式第17号に

より当該更新申請校に通知する。

(認定の延長)

第8条 認定校は、前条の規定にかかわらず、更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、4年間を上限として、認定の有効期間の延長を申請することができる。

2 認定校は、前項の延長を申請するためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は第7条第6項により認定の更新を受けた日から起算して6年以内に認定有効期間延長申請書（様式第18号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

3 知事は、当該申請に不備がないと認めたときは、様式第19号により、当該申請校に通知する。当該申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて当該申請校にその補正を求め、当該申請校がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、様式第20号により認定を取り消すことができる。

(1)第2条第1項、第6条第1項、第7条第2項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。

(2)第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。

(3)認定校が、認定取消申請書（様式第21号）を提出したとき。

(4)その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年３月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１２月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

別表（第6条関係）

変更の内容	添付書類
1 大学に関する情報	様式第2号
2 科目名	様式第4－2号
3 履修モデル	様式第4－2号
4 責任者・教員体制	様式第9号
5 単位数	様式4－2号
6 必修、選択必修、選択科目	様式4－2号
7 新規科目（追加）	様式第4－2号、様式第5号又は様式第6－1号※
8 既存科目（廃止）	様式4－2号
9 科目の概要	様式4－2号、様式5号又は様式6－1号※
10 インターンシップ履修計画	様式第6－2号※

※ 変更対象科目がインターンシップの場合に限る。

様式第1号

〇〇大学〇〇学部〇〇学科
ECO-TOPプログラムの
課程認定申請書

年〇月〇〇日

東京都知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇

このたび、ECO-TOPプログラム認定要綱第2条の規定により、ECO-TOPプログラムの課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

認定を受けようとする大学等の学科等の概要

大学名	〇〇大学		
設置者名			
大学の位置			
学部名	学科等名	学生数 (定員)	設置年度
[学科の目的]			
[学科の教育概要]			
ECO-TOP開始予定年度及び対象年次			

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOPプログラム専任教員プロフィール

履 歴 書					
フリガナ		性別		生年月日（年齢）	
氏 名					
学 歴			職 歴		
年 月	事 項				
学 歴			職 歴		
年 月	事 項				
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等					
現在所属している学会					
年 月	事 項		（ 抜 粋 ）		
賞 罰					
年 月	事 項				
現 在 の 職 務 の 状 況					
勤 務 先	職名	学部等又は所属部局の名称	担当授業科目	単位	備考

〇〇大学〇学部〇〇学科 ECO-TOPプログラム カリキュラムの概要

要綱上の分類 分 野	必 修	科 目 名	単 位	講義概要	備考	他学部 科目
自然科学 (6単位以上)	◎ ◎ ◎		2 2 2 2 2 2 4 4		実習 実習 演習	
		計				
社会科学 (6単位以上)	◎ ◎ △ △ △		2 2 2 2 2 2 2			△△学部 * *学部
		計				
人文科学 (6単位以上)	◎ ◎ △ △ △		4 2 2 2 2			
		計				
ECO-TOP 総合科目	◎ ◎ ◎	(導入の科目) (最終の科目) 安全管理・救急救命の科目	2 2 1		導入科目 まとめ、演習 実習	
		計				
インターンシップ	◎	インターンシップⅠ インターンシップⅡ	2 2			
		計				
合計						

◎:必修 ※演習・実習型(インターンシップを除く6科目以上)

△:必修選択

無印:選択

[illegible]

認定を受けようとする「ECO-TOPプログラム」カリキュラム(履修モデル)

修了要件:合計〇〇単位以上

カリキュラム	必修科目							安全管理・救急救命 *2	1		最終科目 *2	2	
	選択科目	〇〇系											
	〇〇単位	〇〇系											
インターン	インターンシップ 4単位					インターンシップ	2	インターンシップ	2				

様式第 5 号 (シラバス)

科 目 名		
科目の概要		
担当教員：	単位数：	要綱上の分野：
授業の到達目標・習得できる知識や技能等		
授業計画		
テキスト・教育方法		
成績評価の方法		

様式第 6－1 号（インターンシップ）

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOP インターンシップの概要

科 目 名		
科目の概要		
担当教員：	単位数：	要綱上の分野：
授業の到達目標・習得できる知識や技能等		
授業計画		
テキスト・教育方法		
成績評価の方法		

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 ECO-TOP インターンシップの履修計画

理念・目的

育成する能力

履修プロセス

（１）事前準備

（２）企業・行政・NPO ごとの実施予定

（３）事後の評価・報告・ディベートの実施予定

※インターンシップのモデル図など

様式第 7 号（人材育成の理念）

人材育成の目標・方向性

カリキュラムの特徴

育成する人材像

様式第 8 号（教育点検及び改善方法）

教育点検システムの概要

*できるだけ図を用いること

教育点検システムの改善方法

様式第 9 号（責任者及び教員体制）

認定を受けようとする課程における責任者

氏 名

プロフィール

教員体制

- * 自然科学・社会科学・人文科学ごとに記述すること
- * インターンシップの主担当及び担当者を記述すること

認 定 証

〇〇大学

下記の課程についてECO-TOPプログラム
を認定します

記

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科
(ECO-TOPプログラム認定第×号)

年 月 日

東京都知事 〇〇〇〇

様式第 11 号（認定をしない決定の通知）

年 月 日

〇〇大学 殿

東京都知事 〇〇〇〇

下記の課程について別紙の理由により、ECO-TOPプログラムを認定しないことを通知します。

記

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科

様式第 12 号

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 変更申請書

〇〇年〇月〇〇日

東京都知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇

このたび、E C O－T O Pプログラム認定要綱第6条の規定により、〇〇年〇月〇日付認定第〇号のE C O－T O Pプログラムについて下記のとおり変更するので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事項

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 大学に関する情報の変更 | ☐ 科目名の変更 |
| ☐ 履修モデルの変更 | ☐ 責任者・教員体制の変更 |
| ☐ 単位数の変更 | ☐ 必修、選択必修、選択科目の変更 |
| ☐ 新規科目（追加） | ☐ 既存科目（廃止） |
| ☐ 科目の概要の変更 | ☐ インターンシップ履修計画の変更 |

2 その他（特記事項）

認 定 証

〇〇大学

変更申請のあった下記の課程について
E C O - T O P プログラムの変更を
認定します

記

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科
(E C O - T O P プログラム認定第×号)

年 月 日

東京都知事 〇〇〇〇

様式第 14 号（認定をしない決定の通知）

年 月 日

〇〇大学 殿

東京都知事 〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで変更申請のあった下記の課程について別紙の理由により、ECO-TOP プログラムを認定しないことを通知します。

記

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科

様式第 15 号

〇〇大学〇〇学部〇〇学科
ECO-TOPプログラムの
更新申請書

〇〇年〇月〇〇日

東京都知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇

このたび、ECO-TOPプログラム認定要綱第7条の規定により、ECO-TOPプログラムの更新認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

認 定 証

〇〇大学

更新申請のあった下記の課程について
E C O - T O P プログラムの更新を
認定します

記

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科
(E C O - T O P プログラム認定第×号)

年 月 日

東京都知事 〇〇〇〇

様式第 17 号（認定をしない決定の通知）

年 月 日

〇〇大学 殿

東京都知事 〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで更新申請のあった下記の課程について別紙の理由により、ECO-TOP プログラムを認定しないことを通知します。

記

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科

様式第 18 号

〇〇大学〇〇学部〇〇学科
E C O－T O P プログラムの
認定有効期間延長申請書

年 月 日

東京都知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇

このたび、E C O－T O P プログラム認定要綱第 8 条の規定により、〇〇年
〇月〇日付認定第〇号の E C O－T O P プログラムについて、下記のとおり認
定の有効期間の延長を申請します。

記

延長する理由	
延長前の 認定有効期限	〇〇年〇月〇日まで
延長後の 認定有効期限	〇〇年〇月〇日まで

様式第 19 号（認定の有効期間の延長決定の通知）

年 月 日

〇〇大学 殿

東京都知事 〇〇〇〇

〇年〇月〇日付で申請のあった認定の有効期間の延長について、下記期限まで延長することを通知します。

記

〇〇年〇月〇日まで

様式第 20 号（認定取消の通知）

年 月 日

〇〇大学 殿

東京都知事 〇〇〇〇

下記のとおり、ECO-TOPプログラムの認定を取り消すことを通知します。

記

様式第 21 号

〇〇大学〇〇学部〇〇学科
E C O－T O P プログラムの
課程認定取消申請書

年 月 日

東京都知事 〇〇 〇〇 殿

申請者 〇〇 〇〇

このたび、E C O－T O P プログラム認定要綱第 9 条の規定により、〇〇年
〇月〇日付認定第〇号の E C O－T O P プログラムについて、下記の理由によ
り、〇月〇日を以って課程認定の取消しを申請します。

記

(取消申請をする理由)